UP 長崎 島原
10
2019

Line up

1面　売上よりも利益に着目を
2面　医療法人の事業承継「認定医療法人制度」施行終了迫る
3面　医業経営セミナー情報について
4面　税務calendar
特別編1-2面　まだ申し込めます！
キャッシュレス端末にまだ対応されていないお客様へ

10月から消費税が10%へと上がりましたが、影響はいかがでしょうか？

この原稿は増税前の9月に書いていますので予想でしかないのですが、今回は消費税導入後3回目の税率アップであり納税者にも「慣れ」があること、政府も増税による消費冷え込み対策を多く準備しており増税後のほうがお得になるケースも多いこと等から、消費面での目立つ落ち込みは無いのではないか?と思っています。むしろ、併せて導入される軽減税率制度や、ポイント還元制度スタートによって急増するキャッシュレス決済対応など、事業者側の戸惑いのほうが大きいかもしれませんね。

売上よりも利益に着目を

とはいえ、長期的には増税の影響は消費に影を落とすかもしれません。そうでなくとも、人口減少により市場が縮小することは確実です。以前よりも、売上を拡大することが難しい環境となっていると思います。

かつて経営者は、いかに売上を拡大したか、で評価されました。薄利多売が経営戦略の主流であり、売上さえ拡大すれば利益は付いてくる、と考えられていました。売上第一で経営を考える風潮は、今に至るまで続いているようです。

しかし、この考え方はどんどん成り立ちにくくなっています。売上の拡大自体が難しくなっていることもありますが、それ以上に問題なのは、売上を拡大すればするほどコストが上昇する傾向にある、ということです。

これまでは仕事さえ取って来れば、社員がサービス残業したり、非正規雇用者を臨時雇用することで対応できました。しかし今後は、残業させたら高い残業代を払わなければなりませんし、アルバイトの時給も下手をすると正社員より高くなります。無理をして売上増をすると、変動費が急激に上昇するということです。

こうなると、売上だけを追いかけるのではなく、自社ができる仕事量を見極め、その範囲内でいかに利益を出すか、ということが大事になります。経営の数字は「売上」ではなく「利益」に着目する必要があります。自社のキャパシティを超えた仕事を取ってきた場合、売上は増えても利益は減少となる可能性があります。

8月に、象徴的なニュースがありました。ファミリーマートが土用の丑の日のウナギ関係商品を予約販売にしたところ、売上は2割減となったものの廃棄コストが8割減となり、店舗の利益は7割増えたというニュースです。この取り組みの発端は食品ロス対策だと思いますが、売上が下がっても利益が出るならよい、という発想があってこそだと思います。同じくコンビニ業界では24時間営業の見直しも話題ですが、これも発端は過重労働問題であっても、深夜営業を採算という観点から考え直す風潮があってこそ検討されるようになったのであり、背景には売上第一から利益重視、生産性重視への考え方のシフトがあると思います。

来年4月から働き方関連法が中小企業にも適用となりますので、中小企業も同じように考え方のシフトを迫られ、限られたキャパシティの中で、どの仕事を請けるか、どの商品を売るのかを選択する必要が出てくるかもしれませんね。

長崎は10月7日から9日まで、諏訪大社の秋祭り「おくんち」が行われますが、長崎では、この「おくんち」が終わると涼しくなると言われています。過ごしやすくなると同時に、気温の変化で体調を崩しやすくなりますので、皆さん体調管理にはお気をつけください。

長崎オフィス　所長
内田　佳伯

UP 10 2019

医療法人の事業承継　「認定医療法人制度」施行終了迫る

平成26年10月に施行され平成29年10月にリニューアルされた
「認定医療法人制度」
令和2年9月までの制度です。改めて内容を確認しましょう！

平成19年4月以前に設立された医療法人は、「持分あり」の医療法人です。(i)
出資者がお亡くなりになると、出資持分に対して相続税がかかったり、持分の払い戻し請求が起こったりします。医療法人に多額の資金が必要になる等、医療法人が存続できない事態に陥りかねません。そこで、出資持分のない医療法人への移行が推奨され、「認定医療法人制度」が創設されました。

1. 相続が発生した場合

理事長の持分に相当する出資金は「相続財産」です。相続人は医療法人に対し、出資持分の払戻し請求をすることができます。この際、払戻すための資金の調達に問題がありました。

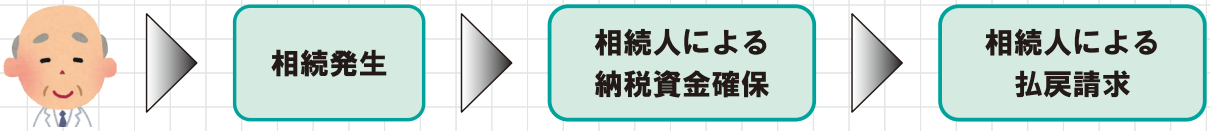

2. すべての出資者が持分を放棄した場合

持分を放棄すれば、だれにも払戻しは行われず、資金の心配は要りません。しかし、法人が「個人」とみなされて贈与税の課税が発生する可能性がありました。

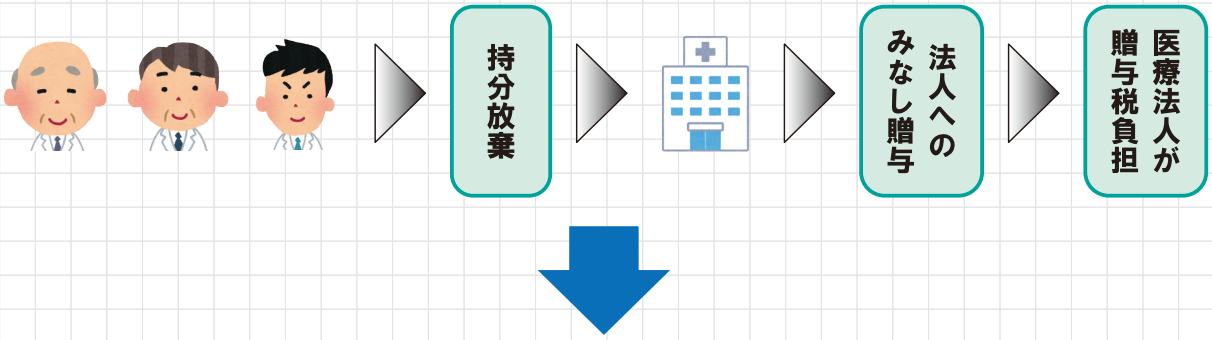

リニューアルした制度とは、法人の贈与税が非課税となる制度(ii)です

ご相談はアップパートナーズにご連絡ください。（引用文章厚生労働省 HP）

(i) 既に持分なし医療法人へ移行した法人を除きます
(ii) 一定の要件を満たす必要があり、慎重な判断を要します

税理士法人アップパートナーズ　業務2課
主任　橋口 明子

医業経営セミナー情報について

9月21日（土）15:00 ～ 18:00にMMPG九州会長崎県支部主催医業経営セミナーの講師をさせていただきました。公益社団法人日本医業経営コンサルト協会の継続研修に該当している事から、出席者の９割を超える方が職業会計人（公認会計士・税理士）や医業経営コンサルタントでした。講演内容は、平成29年10月1日から施行され、令和2年9月30日に終了する認定医療法人制度の内容と、申請書の作成方法を含めた実務的なものでした。経過措置医療法人（出資持分のある医療法人）の中で、出資持分問題（相続税・贈与税）で悩まれている理事長や後継者様は、一度検討されてみてはいかがでしょうか？

セミナー後のアンケートによりますと、セミナー出席者の皆様は、講演内容をご理解されている様子で、セミナー後も特に質問はありませんでした。

この案件は実際に申請すると事前協議から認定許可及び出資持分の放棄まで６カ月以上の期間がかかるため、ご検討されている方は早期の決断と申請作業が必要となる事にご注意下さい。

株式会社　内田会計事務所
経営支援部　部長
医業経営コンサルタント　堤　健治

UP 10 2019

2019、10

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 ★1	1	2

2019、11

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15 ★2	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【税務calendar】

▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
【納期限】10月中において市町村の条例で定める日

▶ 8月決算法人の確定申告
【申告期限】10月31日（木）★1

▶ 2月決算法人の中間申告
【申告期限】10月31日（木）★1

▶ 所得税の予定納税額の減額申請
【申請期限】11月15日（金）★2

アップパートナーズグループのご案内

- 税理士法人 アップパートナーズ
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 相続手続支援センター
- 一般社団法人 昇継
- 社会保険労務士法人 かぜよみ（福岡・佐賀）
- 株式会社 菅村経営（福岡・佐賀）
- 株式会社 forte ONE
- 司法書士法人ハートトラスト

【福岡本部】〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九勧筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544　FAX: 092-403-6320

【長崎オフィス】〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054　TEL: 095-861-2064（業務時間外）　FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555　FAX: 0957-62-0556

【佐賀オフィス】〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712　FAX: 0955-22-2783

【佐世保オフィス】〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189　FAX: 0956-76-8199

【北九州オフィス】〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555　FAX: 093-512-0022

お問い合わせ・ご相談はこちらまで　info@upp.or.jp　http://www.upp.or.jp　UPP　検索